告示

○法務省告示第二百四十八号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年八月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十五年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常入六百七拾七番地

萩原　あの

○外務省告示第二百三十七号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の附属書の一部は、同議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は平成二十四年七月一日に効力を生じた。

（平成二十三年七月二十日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十五年七月八日

外務大臣　岸田　文雄

一　旅客船に対する安全証書の様式の2.10及び2.11を次のように改める。

2.10　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則(注)の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない(注)こと。

2.11　機関及び電気設備／防火設備／救命設備(注)のための代替的な設計及び配置の承認に関する書類がこの証書に添付されている／添付されていない(注)こと。

注　該当しないものを抹消すること。

二　貨物船に対する安全構造証書の様式の5及び6を次のように改める。

5　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則(注)の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない(注)こと。

6　機関及び電気設備／防火設備(注)のための代替的な設計及び配置の承認に関する書類がこの証書に添付されている／添付されていない(注)こと。

注　該当しないものを抹消すること。

三　貨物船に対する安全設備証書の様式の2.7及び2.8を次のように改める。

2.7　この船舶が条約第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則(注)の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない(注)こと。

2.8　防火設備／救命設備(注)のための代替的な設計及び配置の承認に関する書類がこの証書に添付されている／添付されていない(注)こと。

注　該当しないものを抹消すること。

四　貨物船に対する安全証書の様式の2.11及び2.12を次のように改める。

2.11　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則(注)の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない(注)こと。

2.12　機関及び電気設備／防火設備／救命設備(注)のための代替的な設計及び配置の承認に関する書類がこの証書に添付されている／添付されていない(注)こと。

注　該当しないものを抹消すること。

○文部科学省経済産業省告示第四号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月八日

文部科学大臣　下村　博文

経済産業大臣　茂木　敏充

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「）第十六条第一項第八号」を「。以下「実用炉規則」という。）第九十二条第一項第十号」に改める。

第十一条第四項中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十九条の十七」を「実用炉規則第百三十四条」に改め、同条第十項中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項第八号」を「実用炉規則第九十二条第一項第十号」に改める。

別表第八の備考第十六号中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四条第一項」を「実用炉規則第六十四条第一項」に、「電事法第五十四条第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の十五第一項」に、「原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第五十六条第一項」を「実用炉規則第五十一条第一項」に改める。

別表第十二中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この表において「法」という。）」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定による改正前の原子炉等規制法（以下この表において「旧原子炉等規制法」という。）」に、「法第二十三条第一項」を「旧原子炉等規制法第二十三条第一項」に、「法第二十六条第一項」を「旧原子炉等規制法第二十六条第一項」に改める。

別表第十六の備考第六号中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四条第一項」を「実用炉規則第六十四条第一項」に、「電事法第五十四条第一項」を「原子炉等規制法第四十三条の三の十五第一項」に、「原子力保安省令第五十六条第一項」を「実用炉規則第五十一条第一項」に改める。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

○農林水産省告示第二千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県津市美里町南長野字南丸九五二の一・字北丸九五三の一・字松尾九五九の三五・九五九の三六・九六〇の一・美里町桂畑字柳原一一八〇・字高野ノ谷一一八一の一・字池ノ裏一一八六の三・字梅ノ木沢一一八八・字小屋ノ谷一一九六の六・字高狭ケ野一二〇一の三・一二〇一の五（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　三重県津市美里町平木字桜尾一六〇八の一五・美里町桂畑字小屋ノ谷一一九六の六・字高狭ケ野一二〇一の三・一二〇一の五・美里町北長野字瀬戸谷一〇八七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅